

大田区建築物の高さの最高限度を定める高度地区指定に係る有識者委員会
(絶対高さ) (第 8 回)

次第

日時：平成 27 年 6 月 3 日(水)

場所：消費生活センター 2 階大集会室

1. 建築物の高さのルール (第二次素案) について

2. これまでの検討経過及び今後のスケジュールについて

■配付資料

資料 1：建築物の高さのルール (第二次素案) について(P1~9)

資料 2：これまでの検討経過及び今後のスケジュールについて

参考資料：第 7 回有識者委員会 主な意見